

佐藤構成員からの質問(第 52 回会合関係)

質問1 「光サービス卸料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じて料金をリニアに増減させるものではない」(コスト＝接続料)というNTT 東日本・西日本からの報告内容に対して、どのように考えるか。

- ① 卸料金は接続料相当額及び必要な営業費等を踏まえ設定される理解ですが、光サービス卸の原価である加入者光ファイバ接続料は年々低廉化しており、接続料が低廉化する場合は卸料金全体のコスト減に寄与すると考えられるため、卸料金はコストに連動し毎年見直すべきと考えます。また、仮に接続料相当額以外の営業費等で大きなコスト変動があった場合は、NTT 東西殿は卸先事業者に対して、その理由を十分に説明すべきと考えます。
- ② NTT 東西殿は、「直近の接続料低廉化の要因の一つである 2019 年度に行った加入光ファイバ耐用年数の見直しは、減価償却費の将来への先送りに過ぎない」(接続料の算定等に関する研究会資料 52-4)と主張していますが、当該年度の減価償却費が減少したことで接続料相当額が下がり、全体コスト削減にも寄与しているのであれば、①のとおり卸料金は反映すべきと考えます。

質問2 光サービス卸の卸料金が東西で均一であることについて、どの様に考えるか。

卸料金は個社毎のコスト実態を踏まえた設定であるべきことから、NTT 東西それぞれのコスト構造を踏まえた個別の料金設定とするのが原則と考えます。